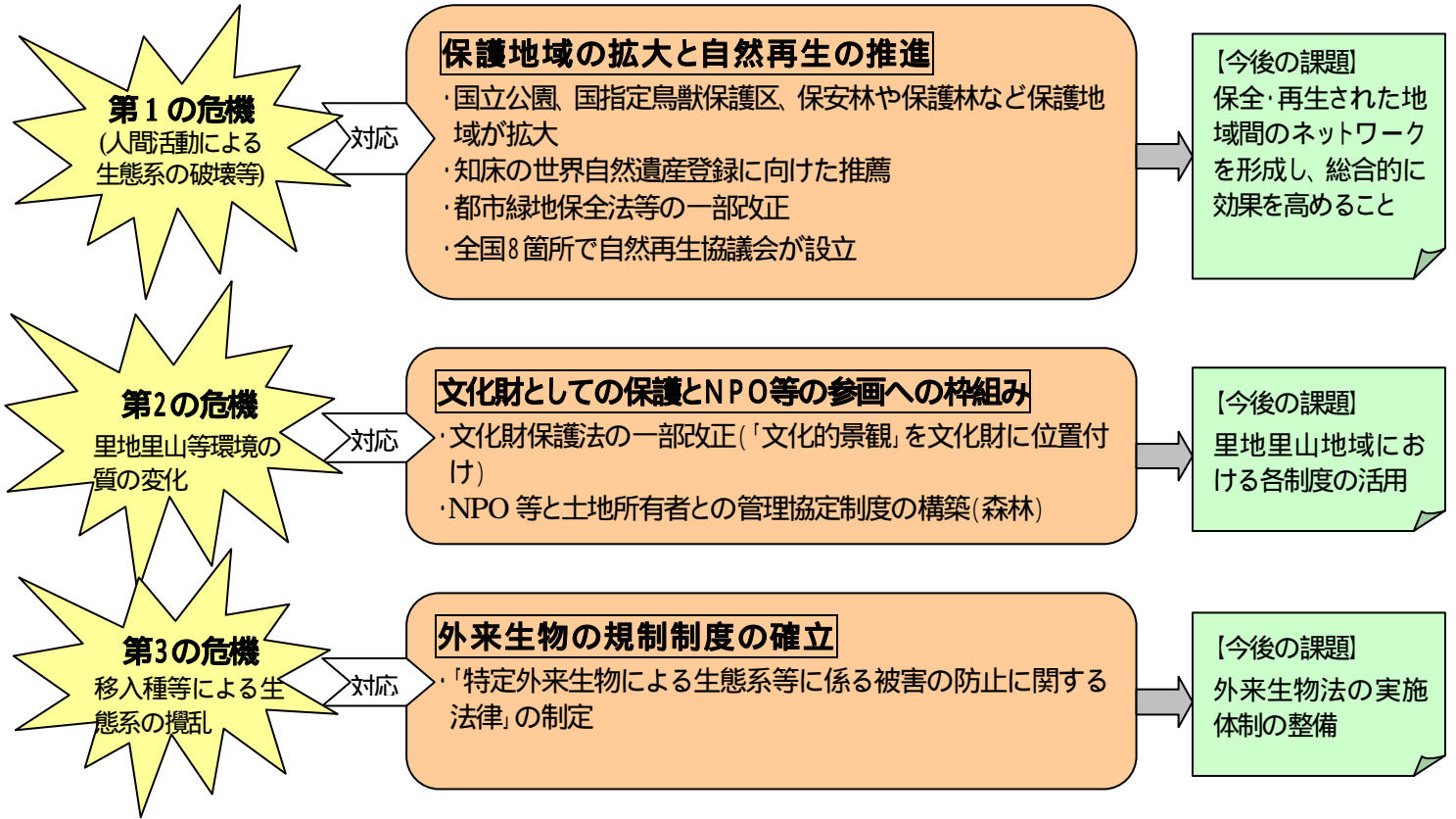


新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果(第2回)概要

生物多様性の危機への対応



第1回点検における中央環境審議会意見への対応

1. 国以外の取組について情報を収集し点検を実施

地方自治体に対するアンケートの実施や、民間の活動について情報を収集し、特徴的な取組の事例を紹介。

2. 関係省庁の環境調査について、連携が図られるよう枠組みの整備

GISデータとして相互に利用可能かを検証するため、試行的な関係省庁のデータの整理を実施。

3. 新国家戦略の普及・啓発に努めること。

認識度等を把握するため全国20歳以上の2,000名を対象に個別面接によるアンケートを実施。普及手法検討の基礎調査とした。

4. 生物多様性の理念について議論を深めること。

環境に関心を持つジャーナリストと連携し、様々な方面で活躍する方々のインタビューを行うなどの取組を検討。

生物多様性に関する計画の策定率 6.5%(参考:温暖化に関する計画 25.9%)
都道府県 57.4%、政令市 23.1%、市区町村 5.2%であり、自治体の規模で顕著な差がある。

環境省、農林水産省、国土交通省からなるWGを設置。現在岡山平野を対象に共通GISの構築に取り組んでいる。連携上の課題も明らかに。

自然環境に関心があると回答した割合は 76.8%。
しかし、「生物多様性」を知っている 30.2%、「生物多様性国家戦略」を知っている 6.5%であり、普及啓発の必要性が明確に。

趣味、レクリエーション開発、日常生活の快適性と生物多様性保全と比較して、「多様性の方が重要」とする回答が 68.5% から 49.0% (43.8%)、減少(68.5 49.0 43.8%)、「両立が必要」との回答は逆に増加(24.5 42.9 46.5%)

主要テーマ別の取り扱い方針に関する点検結果

(1) 重要地域の保全と生態的ネットワークの形成

(重要地域の保全)

- ・ 利尻礼文サロベツ国立公園の拡張、国指定鳥獣保護区の新規指定（3箇所）、保護林の新規設定（約11万ha）、保安林の計画的指定（約15万ha増）など、保護地域の設定を着実に進めています。
- ・ 世界自然遺産の新たな候補地として「知床」を世界遺産センターに推薦
- ・ 平成16年6月、都市緑地保全法を「都市緑地法」に改正し、新たに緑地保全地域制度が導入されました。

(生態的ネットワーク)

- ・ エコロジカルネットワークの効果的な形成を目指し、農林水産省、国土交通省及び環境省が連携して調査を開始することを予定しています。
この調査において、エコロジカルネットワーク計画などの作成にあたって必要なマニュアルを整備するとともに、各種事業が連携するための枠組みづくりと手法の検討を行うことにより、一貫した整備の方針の確保や環境整備・保全の質的向上が図られることが期待されます。

(2) 里地里山の保全と持続可能な利用

- ・ 文化財保護法の一部が改正され、人と自然との関わりの中で作り出された文化的景観の保護を図る手法が盛り込まれ、文化財の観点から里地里山の保全を支援することも可能となりました。
- ・ 管理協定制（都市緑地法）、風景地保護協定制（自然公園法）に加え、森林においてもNPOと管理協定を結ぶ制度が構築
- ・ 里地里山保全・再生モデル事業（環境省）、田園自然環境保全整備事業（農林水産省）、緑地環境総合支援事業（国土交通省）が平成16年度から実施されることとなっています。

(3) 湿原・干潟等湿地の保全

- ・ 平成15年には、鳥獣の保護上重要な湿地として和白干潟、名蔵アンパルを国指定鳥獣保護区に指定しました。
- ・ 平成16年7月に、沖縄において、日本サンゴ礁学会等と協力して第10回国際サンゴ礁シンポジウムを開催し、サンゴ礁の保全と再生に向けた「沖縄宣言」を採択しました。また、サンゴ礁保全と持続可能な利用に関する包括的な国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の総会が開催され、平成17年7月から2年間のICRI事務局を、日本とパラオが共同で引き受けることが決定されました。

(4) 自然の再生・修復

- ・ 平成15年度は自然再生推進法の本格運用が開始され、国や地方公共団体、民間団体等多様な主体が呼びかけ者となり、同法に基づくものとして全国8箇所（平成16年8月現在）で自然再生協議会が立ち上がりました。
- ・ 関係行政機関においては、河川、湿原、干潟、藻場、里地、里山、森林等122箇所（平成16年3月現在）で自然再生のための調査や事業を実施しています。

(5) 野生生物の保護管理

(種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理)

- ・ 平成15年に希少種の譲渡規制を適切に行えるよう種の保存法の一部改正を行いました。また、新たに生息地等保護区の指定を行うとともに、他の種の保護増殖事業計画策定に

に向けた調整、保護増殖事業の実施、種の保存に関する調査研究等を行っています。

- ・トキの繁殖個体の再導入のため、順化施設の整備を行っています。
- ・平成16年7月には、種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」に、アマミノクロウサギなど11種を追加指定しました。

(野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立)

- ・鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律を平成15年4月に施行するとともに、シカやクマなどの個体数の管理や生息環境の整備等を定める特定鳥獣保護管理計画の推進等を行いました。野生鳥獣保護管理検討会において、鳥獣保護及び狩猟の適正化のあり方について基本的な論点とそれへの対応の方向性を整理するため議論を行いました。

(移入種(外来種)問題への対応)

- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、「外来生物法」という。)」が平成16年6月に成立しました。この法律により、生態系等への被害を及ぼすおそれのある外来生物等の飼養や輸入などを規制することが可能となります。
- ・外来生物についての科学的知見の情報収集と整理のための調査事業を行ったほか、奄美や沖縄のマングースなど、緊急性の高い地域における外来生物の駆除を行いました。

(6) 自然環境データの整備

(生態学、分類学を中心とした基礎的研究や、関連する応用的研究の推進)

- ・内閣府の総合科学技術会議において、生物・生態系研究開発調査検討ワーキンググループが立ち上がり、生物・生態系開発調査の現状と今後実施していくべき調査等の課題について報告が取りまとめられているところです。

(自然環境保全基礎調査の質的転換)

- ・基礎調査の質的な転換の方向性として、国家戦略で示された、個別生態系の経時的な変化の把握を目的に実施する重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)を開始するとともに、これまでの調査でデータの得られていない浅海域の干潟や藻場の調査や、広く国土を把握するためにベースとなる植生図の5万分の1から2万5千分の1への更新を進めています。

(情報の共有と公開)

- ・環境省、国土交通省、農林水産省が実施している自然環境調査のデータ整備の進展を踏まえ、相互の情報交換を進めるための連絡体制の構築を図り、モデル地区での試験的なデータの集積に取り組んでいます。
- ・平成16年度より生物多様性に関する情報交換の仕組み(クリアリングハウスメカニズム(CHM))を、インターネットを通じて公開しています。

(7) 効果的な保全手法等

(効果的保全のための様々な手法の活用等)

- ・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が平成15年10月から施行されました。この法律は、環境教育を推進し、環境の保全についての国民一人一人の意欲を高めていくことなどを目的としています。

(国際的取組)

- ・平成16年2月に開催された第7回生物多様性条約締約国会議(COP7)は2002年のWSSDの後、初めて開催された締約国会議であり、COP6やWSSDにて採択された「2010年までに生物多様性の損失速度を減少させること(2010年目標)」に向けて、保護地域や技術移転などについて、より具体的な方策が合意されました。